

定 款



福山通運株式会社

福山通運株式会社定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、福山通運株式会社と称し、英文では FUKUYAMA TRANSPORTING CO.,LTD.と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 貨物自動車運送事業
2. 貨物利用運送事業
3. 国際複合一貫輸送事業およびその代理店業
4. 前号以外の貨物運送事業および利用運送事業
5. 自動車整備事業
6. 倉庫業
7. 荷造梱包業
8. 不動産の賃貸業
9. 港湾荷役業
10. 航空貨物取扱事業
11. 通関業
12. スポーツ施設、文化施設、宿泊施設、育児施設、福祉施設および遊技場の経営並びに賃貸借業
13. 労働者派遣業
14. 警備業
15. 産業廃棄物および一般廃棄物の収集および運搬並びに処理の業務
16. 印刷業
17. 旅行業
18. 損害保険代理業
19. 生命保険の募集に関する業務
20. コンビニエンスストアの経営
21. 飲食店の経営
22. 次の物品の販売および委託販売
 - (1) 食料品、衣料品、装身具、化粧品、日用品雑貨、織物、寝装具、家具、室内外装飾品、調理器具、健康機器、家庭用電気製品、事務用機器、通信機器、情報処理機器
 - (2) スポーツ用品、旅行用品、楽器、書籍、文房具、玩具、園芸用品、自動車、自動車用品、塗料、染料、顔料、香料、教育機器および教材、紙および紙製品、皮革製品、ゴム製品、ガラス製品
 - (3) 石油、ガスその他燃料類
 - (4) 酒類
 - (5) 米穀、塩、たばこ、郵便切手類、印紙、古物

- (6) 医薬品、医薬部外品、医療用具、農薬、計量器具
- (7) 上記以外の農産物、水産物、畜産物
- 23. コンピューターおよびその関連機器による情報処理、ソフトウェアの開発および販売、付加価値データ通信サービスの提供
- 24. 乗車券、航空券、乗船券、各種チケット、宝くじ等の販売および取次業
- 25. 住民票、戸籍謄抄本、印鑑証明書等に関する受託収納代行
- 26. 電気、ガス、水道、放送受信等に関する公共料金収納代行業務並びに通信販売等に関する代金の受託収納代行
- 27. 代金前払方式での磁気カードおよび商品券の発行並びに販売
- 28. 金銭の貸付および金銭の貸借の媒介・保証・集金の代行並びにクレジットカード業、クレジット取次業
- 29. 自動販売機の運営管理
- 30. 中古自動車および同部品の売買
- 31. 建設業
- 32. 電気設備、電気通信、防災設備、消防施設工事
- 33. 広告宣伝業
- 34. コンサルタント業
- 35. リネンサプライ事業
- 36. 害虫駆除業およびビル清掃業
- 37. 旅客自動車運送事業および駐車場業
- 38. 物品のリースおよびレンタル業
- 39. 発電および電気の供給
- 40. 特定信書便事業
- 41. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本 店)

第 3 条 当社は、本店を福山市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、1 億 6 千万株とする。

(自己の株式の取得)

第 6 条 当社は、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

第 8 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を当社に請求することができる。

2. 前項の請求があった場合において、当社が売り渡すべき数の株式を有しないときは、当社は、前項の請求に応じないことができる。

(単元未満株式の権利制限)

第 9 条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(基準日)

第 10 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合には、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とするることができる。

(株式取扱規則)

第 11 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第 12 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

第 3 章 株主総会

(招集の時期)

第 13 条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

(議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第 19 条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 20 条 当社の取締役は 3 名以上とする。

(取締役の選任)

第 21 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(取締役会の招集)

第 23 条 取締役会の招集は、会日から 3 日前までに各取締役および各監査役にその通知を発してこれを招集する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(代表取締役および役付取締役)

第 24 条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(相談役および顧問)

第 25 条 取締役会の決議により、相談役および顧問を置くことができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 26 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し議長となる。

(取締役会の決議)

第 27 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(議事録)

第 28 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。議事録には、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(取締役会規則)

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 31 条 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第 32 条 当社は、監査役および監査役会を置く。

(員 数)

第 33 条 当社の監査役は 3 名以上とする。

(監査役の選任)

第 34 条 監査役は株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 35 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集)

第 36 条 監査役会の招集は、会日から 3 日前までに各監査役にその通知を発してこれを招集する。

ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(常勤監査役)

第 37 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(常任監査役)

第 38 条 監査役会の協議により、常任監査役を選定することができる。

(監査役の決議)

第 39 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役の議事録)

第 40 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他の法令に定める事項は議事録に記載または記録する。議事録には、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(監査役会規則)

第 41 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第 42 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 43 条 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。
ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の設置)

第 44 条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 45 条 会計監査人は株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 46 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 47 条 会計監査人の報酬等は、監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 48 条 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定に従って、会計監査人との間で、同法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 49 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 50 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 4 5 9 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 51 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 52 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の配当金には利息をつけない。

制定	昭和	23.	9.13
改正	昭和	24.1	2.11
改正	昭和	25.	2.12
改正	昭和	25.	5.28
改正	昭和	25.	8.30
改正	昭和	26.	5.28
改正	昭和	26.	8.1
改正	昭和	27.	5.30
改正	昭和	28.	5.29
改正	昭和	29.	8.23
改正	昭和	30.	5.30
改正	昭和	31.	5.28
改正	昭和	31.	9.23
改正	昭和	31.1	1.15
改正	昭和	35.	5.16
改正	昭和	36.	5.30
改正	昭和	40.	5.31
改正	昭和	42.	5.27
改正	昭和	43.	5.31
改正	昭和	44.	5.28
改正	昭和	45.	5.30
改正	昭和	46.	5.27
改正	昭和	47.	5.30
改正	昭和	48.	5.31
改正	昭和	50.	5.29
改正	昭和	54.	6.29
改正	昭和	57.	6.29
改正	昭和	61.	6.27
改正	昭和	62.	6.26
改正	平成	3.	6.27
改正	平成	4.	6.26
改正	平成	6.	6.29
改正	平成	10.	6.26
改正	平成	11.	6.29
改正	平成	12.	6.29
改正	平成	14.	6.27
改正	平成	15.	6.27
改正	平成	16.	6.29
改正	平成	18.	6.29
改正	平成	19.	6.28
改正	平成	21.	6.26
改正	平成	27.	6.26
改正	平成	29.1	0.1
改正	令和	1.	6.19
改正	令和	4.	6.21
改正	令和	5.	3.2